

事件番号 令和4年(フ)第43号(申立年月日 令和4年1月12日)
大阪市西区新町2丁目3番8-505号
破産者 ワークシード株式会社
代表者代表取締役 五十嵐立起

破産手続開始等の通知書

令和4年2月21日

債権者・債務者・財産所持者・労働組合等・許認可官庁 各位

大阪地方裁判所第6民事部A1-4係

裁判所書記官 切石 あかね



当裁判所は、頭書破産事件について、令和4年2月21日午後3時、次のとおり破産手続開始決定をしたので通知します。

1 破産手続開始決定の主文

債務者ワークシード株式会社について破産手続を開始する。

2 破産管財人の氏名又は名称

大阪府中央区平野町4丁目2番3号 オービック御堂筋ビル9階 弁護士法人淀屋橋・山上合同

弁護士 仲井 晃

TEL 06-6202-4776 FAX 06-6202-3375

3 破産者に対して債務を負担している者及び破産者の財産を所持している者は、破産者に弁済し又はその財産を交付してはならない。

※ 債権届出書は、配当が可能になった時点で用紙を送りますので、その後、提出してください。

※ 電算機処理のため、破産者の氏名等の表記が戸籍等のものとは異なる場合があります。

※ 本件については、知っている債権者の数その他の事情を考慮して財産状況報告集会を招集しないこととしました。管財人からの報告書等は3か月後以降に順次提出されます。詳しくは管財人にお問い合わせください。

その他ご不明な点は上記管財人又は書記官にお問い合わせください。

当裁判所では、平成30年1月9日以降、庁舎入口で所持品検査を実施しています。必ず、時間に余裕をもってお越しください。

案件编号:令和4年(フ)第43号(申请日期:2022年1月12日)

大阪市西区新町2丁目3番8-505号

破产人 Workseed 株式会社(Workseed Co.,Ltd)

代表取締役 五十嵐 立起

开始破产程序等通知书

2022年2月21日

各位债权人、债务人、财产所有人、协会等、许认可政府机构

大阪地方裁判所第6民事部A1-4系

法院书记官

本法院就本件破产案件,于2022年2月21日下午3时做出破产程序开始的决定如下,特此通知。

1 开始破产程序裁定主文

债务人 Workseed 株式会社(Workseed Co.,Ltd)开始破产程序。

2 破产管理人的姓名或名称

大阪市中央区平野町4-2-3 OBIC 御堂筋大厦9楼,律师法人淀屋桥 山上合同

律师 仲井晃

TEL 06-6202-4776 FAX 06-6202-3375

3 对破产人负有债务之人及持有破产人财产之人,不得向破产人清偿或者交付其财产。

※债权申报书将在可以分配时发送,请在之后提交。

※由于电脑处理的原因,破产人的姓名和其他注记可能有与户籍登记相异的情况。

※于本件,考虑已知债权人人数和其他情况,决定不召开财产状况报告的会议。破产管理人的报告书等将在3个月后依次提出。有关详情,请与破产管理人联系。

如有其他疑问,请与上述破产管理人或书记官联系。

本法院在2018年1月9日以后,在厅舍入口实施了随身物品检查。请务必提早到达。